

特定保育施設及び地域型保育事業入所判定基準表

1 基本項目採点基準

保護者の状況			区分	基本点 ※2	実施期間
1	居宅外労働	常勤	常勤雇用されているもの	10	保護者の希望の範囲内
		パート、	週4日以上かつ日中8時間以上の就労	9	保護者の希望の範囲内
		自営中心者※1	週4日以上かつ日中6時間以上8時間未満の就労	8	保護者の希望の範囲内
		自営協力者	週4日以上かつ日中8時間以上	7	保護者の希望の範囲内
			週4日以上かつ日中6時間以上	6	保護者の希望の範囲内
			訪問販売等	6	保護者の希望の範囲内
2	居宅内労働	自営中心者	週4日以上かつ日中8時間以上	9	保護者の希望の範囲内
			週4日以上かつ日中6時間以上	7	保護者の希望の範囲内
		自営協力者	週4日以上かつ日中8時間以上	6	保護者の希望の範囲内
			週4日以上かつ日中6時間以上	5	保護者の希望の範囲内
		内職	週4日以上かつ日中6時間以上	5	保護者の希望の範囲内
3	出 産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと		5	出産日（予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで（終了月を含めて前4か月以内）
4	病 気 等	疾病等	入院	10	入院の期間（継続可）
			自宅療養（常時病臥）	8	診断書の期間（継続可）
			自宅療養（上記以外）	6	診断書の期間（継続可）
		心身障害者	重度（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）	10	保護者の希望の範囲内
			中度（身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級）	8	保護者の希望の範囲内
			軽度（上記以外）	6	保護者の希望の範囲内
5	介 護	看護、介護等	入院の親族の介護・付添い	7	診断書の期間（継続可）
		週4日以上かつ	自宅療養中の親族の介護・看護	6	保護者の希望の範囲内
		日中6時間以上	心身に障害のある親族の介護、病院・施設への送迎	6	保護者の希望の範囲内
6	災 害 の 復 旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっていること（ボランティアは不可）		10	復旧に要する期間
7	そ の 他	就学	就労を前提としたものに限る。区分としては居宅外労働に準じる	8～9	保護者の希望の範囲内
		短時間就労等	週3日以下または日中6時間未満の就労等	4	保護者の希望の範囲内
		就労先決定	（就職内定等の）証明書の添付等により、就労予定が確認できる場合	3	90日 ※3
		求職中	仕事を探しているがまだ決まっていない場合（入所後の就労希望も含む）	1	90日 ※3
		その他	市長が認める前各号に類する状態にある場合	5～10	保護者の希望の範囲内
		両親のいない家庭（死別・離別・行方不明等）		10	保護者の希望の範囲内

※1 農業・漁業・林業は居宅外の自営業

※2 保護者が複数いる場合は、低い方を基本点とする。

※3 入園理由証明提出により、「保護者の希望の範囲内」まで延長。

2 利用調整項目採点基準

加 点	①	ひとり親家庭（死別・離別・行方不明等。離婚後もなお同居している場合は含めない）	+10	
	②	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	+5	
	③	主として生計を維持する者の失業	+3	
	④	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	最優先	
	⑤	子どもが障害を有する場合（障害児保育実施園のみ）	+5	
	⑥	育児休業を終了した場合	+1	
	⑦	在園児（１号認定を含む）の兄弟姉妹	+10	
	⑧-1	地域型保育事業の卒園児童	+2	
	⑧-2	地域型保育事業の卒園児童（連携施設への入所）	最優先	
	⑨	児童のおかれた環境が危険と思われる場合	+1	
		認可外保育施設等（地域型保育事業を除く）に既に入所している場合	+1	
		住所地が大木の場合（地域加算）	+4	
	⑩-1	保護者が保育士・保育教諭として、市内の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に勤務する場合（就労予定の場合は右記点数から-1）。	+8	
	⑩-2	保護者が保育士・保育教諭として、市外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に勤務する場合（就労予定の場合は右記点数から-1）。	+4	
	⑪-1	多胎児家庭の場合（※三つ子以上の場合は1人増えることに+1）	+2	
	⑪-2	多子世帯の場合（就学前児童が3人以上いる場合）	+1	
減点			65才未満の同居祖父母が上記1.基本項目採点基準において4点以下の場合	-2